

# 特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
63	藤沢市低所得世帯支援給付金及び定額減税補足給付金支給事業に関する事務 重点項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

藤沢市は、藤沢市低所得世帯支援給付金及び定額減税補足給付金支給事業に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えい、その他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることをここに宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

藤沢市長

## 公表日

令和6年7月22日

## 項目一覧

I 基本情報
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目
III リスク対策
IV 開示請求、問合せ
V 評価実施手続
(別添2) 変更箇所

# I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務									
①事務の名称	藤沢市低所得世帯支援給付金及び定額減税補足給付金支給事業に関する事務								
②事務の内容	<p>【評価対象事務の概要】            公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和3年法律第38号）第10条の規定に基づき、特定公的給付の支給を実施するための情報の管理を行う。            公的給付の支給等に関する迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）の規定に基づき、特定個人情報を次の事務で取り扱う。            (1)住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金支給事業の実施に関する事務【令和5年3月31日終了】            (2)電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金事業の実施に関する事務【令和5年3月31日終了】            (3)低所得世帯支援給付金の支給事務            (4)定額減税補足給付金の支給事務</p> <p>【事務の内容】            支給要件の確認に必要な、税情報や公金受取口座等の各種情報の照会</p> <p>【情報連携の概要】            個人番号を利用し、情報提供ネットワークシステムに接続された端末を介し、情報連携を行う。</p>								
③対象人数	[ 10万人以上30万人未満 ] <table border="0" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">＜選択肢＞</td> </tr> <tr> <td style="padding-right: 20px;">1) 1,000人未満</td> <td>2) 1,000人以上1万人未満</td> </tr> <tr> <td>3) 1万人以上10万人未満</td> <td>4) 10万人以上30万人未満</td> </tr> </table>	＜選択肢＞		1) 1,000人未満	2) 1,000人以上1万人未満	3) 1万人以上10万人未満	4) 10万人以上30万人未満		
＜選択肢＞									
1) 1,000人未満	2) 1,000人以上1万人未満								
3) 1万人以上10万人未満	4) 10万人以上30万人未満								
2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム									
システム1									
①システムの名称	団体内統合宛名システム								
②システムの機能	団体内統合宛名番号管理 ・団体内統合宛名番号管理機能 団体内統合宛名番号の付番を行う。 団体内統合宛名番号と既存住基システムの宛名番号をひも付けて管理する。 ・宛名情報管理機能 氏名・住所などの4情報を団体内統合宛名番号にひも付けて管理する。 ・中間サーバーとのオンラインデータ連携、オフラインデータ連携用の媒体作成を行う。								
③他のシステムとの接続	<table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td>[ ] 情報提供ネットワークシステム</td> <td>[ ] 庁内連携システム</td> </tr> <tr> <td>[ ○ ] 住民基本台帳ネットワークシステム</td> <td>[ ○ ] 既存住民基本台帳システム</td> </tr> <tr> <td>[ ○ ] 宛名システム等</td> <td>[ ○ ] 税務システム</td> </tr> <tr> <td>[ ○ ] その他（中間サーバー</td> <td>）</td> </tr> </table>	[ ] 情報提供ネットワークシステム	[ ] 庁内連携システム	[ ○ ] 住民基本台帳ネットワークシステム	[ ○ ] 既存住民基本台帳システム	[ ○ ] 宛名システム等	[ ○ ] 税務システム	[ ○ ] その他（中間サーバー	）
[ ] 情報提供ネットワークシステム	[ ] 庁内連携システム								
[ ○ ] 住民基本台帳ネットワークシステム	[ ○ ] 既存住民基本台帳システム								
[ ○ ] 宛名システム等	[ ○ ] 税務システム								
[ ○ ] その他（中間サーバー	）								



3. 特定個人情報ファイル名	
藤沢市低所得世帯支援給付金及び定額減税補足給付金支給対象者ファイル	
4. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第一第101項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第74条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第七十四条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務を定める告示の一部を改正する告示第7号
5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	[ 実施する ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</span>
②法令上の根拠	【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号 別表第二第121項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第59条の4 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第五十九条の四の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務及び情報を定める告示の一部を改正する告示第5号 【情報提供の根拠】 -
6. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉部 福祉総務課
②所属長の役職名	福祉部 参事
7. 他の評価実施機関	
-	

## II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
藤沢市低所得世帯支援給付金及び定額減税補足給付金支給対象者ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	<input type="checkbox"/> その他の電子ファイル(表計算ファイル等) <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	各基準日時点で藤沢市に住民登録がある者で各給付金の対象となった者
その必要性	支給対象者の決定で、迅速かつ確実な支給を可能とさせるため。
④記録される項目	<input type="checkbox"/> 10項目以上50項目未満 <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	・識別情報 <input type="checkbox"/> 個人番号 <input type="checkbox"/> 個人番号対応符号 <input type="checkbox"/> その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 <input type="checkbox"/> 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) <input type="checkbox"/> 連絡先(電話番号等) <input type="checkbox"/> その他住民票関係情報 ・業務関係情報 <input type="checkbox"/> 国税関係情報 <input type="checkbox"/> 地方税関係情報 <input type="checkbox"/> 健康・医療関係情報 <input type="checkbox"/> 医療保険関係情報 <input type="checkbox"/> 児童福祉・子育て関係情報 <input type="checkbox"/> 障害者福祉関係情報 <input type="checkbox"/> 生活保護・社会福祉関係情報 <input type="checkbox"/> 介護・高齢者福祉関係情報 <input type="checkbox"/> 雇用・労働関係情報 <input type="checkbox"/> 年金関係情報 <input type="checkbox"/> 学校・教育関係情報 <input type="checkbox"/> 災害関係情報 <input type="checkbox"/> その他 (口座登録・連携ファイル関係情報)
その妥当性	【その他識別情報、4情報、その他住民票関係情報】 支給対象者、その世帯員を正確に特定するため。 【地方税関係情報】 支給要件に該当するか確認するため。
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	令和5年4月1日
⑥事務担当部署	福祉部 福祉総務課

### 3. 特定個人情報の入手・使用

①入手元 ※		<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 ( 市民窓口センター、市民税課 ) <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 ( デジタル庁 ) <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 ( 他自治体 ) <input type="checkbox"/> 民間事業者 ( ) <input type="checkbox"/> その他 ( )							
②入手方法		<input type="checkbox"/> 紙 [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [ ] 専用線 [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 ( )							
③使用目的 ※		個人の情報を的確に把握し、適正な支給対象者を確定させるため。							
④使用の主体	使用部署	福祉部 福祉総務課							
	使用者数	[ 10人以上50人未満 ] <table border="0" style="display: inline-table; vertical-align: top; margin-left: 20px;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">&lt;選択肢&gt;</td> </tr> <tr> <td style="width: 50%;">1) 10人未満</td> <td style="width: 50%;">2) 10人以上50人未満</td> </tr> <tr> <td>3) 50人以上100人未満</td> <td>4) 100人以上500人未満</td> </tr> <tr> <td>5) 500人以上1,000人未満</td> <td>6) 1,000人以上</td> </tr> </table>	<選択肢>		1) 10人未満	2) 10人以上50人未満	3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満	5) 500人以上1,000人未満
<選択肢>									
1) 10人未満	2) 10人以上50人未満								
3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満								
5) 500人以上1,000人未満	6) 1,000人以上								
⑤使用方法		中間サーバーにて、税・口座情報を入手し、支給対象者の決定を行う。							
情報の突合		-							
⑥使用開始日		令和5年4月1日							

### 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託

委託の有無 ※	<input type="checkbox"/> 委託しない [ ] <table border="0" style="display: inline-table; vertical-align: top; margin-left: 20px;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">&lt;選択肢&gt;</td> </tr> <tr> <td style="width: 50%;">1) 委託する</td> <td style="width: 50%;">2) 委託しない</td> </tr> </table> ( ) 件	<選択肢>		1) 委託する	2) 委託しない
<選択肢>					
1) 委託する	2) 委託しない				













⑥提供方法	[ ] 情報提供ネットワークシステム	[ ] 専用線
	[ ] 電子メール	[ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
	[ ] フラッシュメモリ	[ ] 紙
	[ ] その他 ( )	
⑦時期・頻度		
<b>提供先12</b>		
①法令上の根拠		
②提供先における用途		
③提供する情報		
④提供する情報の対象となる本人の数	[ ]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲		
⑥提供方法	[ ] 情報提供ネットワークシステム	[ ] 専用線
	[ ] 電子メール	[ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
	[ ] フラッシュメモリ	[ ] 紙
	[ ] その他 ( )	
⑦時期・頻度		
<b>提供先13</b>		
①法令上の根拠		
②提供先における用途		
③提供する情報		
④提供する情報の対象となる本人の数	[ ]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲		
⑥提供方法	[ ] 情報提供ネットワークシステム	[ ] 専用線
	[ ] 電子メール	[ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
	[ ] フラッシュメモリ	[ ] 紙
	[ ] その他 ( )	
⑦時期・頻度		
<b>提供先14</b>		
①法令上の根拠		













	[ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	
<b>移転先6～10</b>	
<b>移転先6</b>	
①法令上の根拠	
②移転先における用途	
③移転する情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	[ ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	
⑥移転方法	[ ] 店内連携システム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	
<b>移転先7</b>	
①法令上の根拠	
②移転先における用途	
③移転する情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	[ ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	
⑥移転方法	[ ] 店内連携システム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	
<b>移転先8</b>	
①法令上の根拠	
②移転先における用途	
③移転する情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	[ ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上







⑥移転方法	[ ] フラッシュメモリ	[ ] 紙
	[ ] その他 ( )	
⑦時期・頻度		
<b>移転先17</b>		
①法令上の根拠		
②移転先における用途		
③移転する情報		
④移転する情報の対象となる本人の数	[ ]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲		
⑥移転方法	[ ] 店内連携システム	[ ] 専用線
	[ ] 電子メール	[ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
	[ ] フラッシュメモリ	[ ] 紙
	[ ] その他 ( )	
⑦時期・頻度		
<b>移転先18</b>		
①法令上の根拠		
②移転先における用途		
③移転する情報		
④移転する情報の対象となる本人の数	[ ]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲		
⑥移転方法	[ ] 店内連携システム	[ ] 専用線
	[ ] 電子メール	[ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
	[ ] フラッシュメモリ	[ ] 紙
	[ ] その他 ( )	
⑦時期・頻度		
<b>移転先19</b>		
①法令上の根拠		
②移転先における用途		
③移転する情報		
④移転する情報の対象となる本人の数	[ ]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲		

⑥ 移転方法	<input type="checkbox"/> 市内連携システム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ( )
⑦ 時期・頻度	
<b>移転先20</b>	
① 法令上の根拠	
② 移転先における用途	
③ 移転する情報	
④ 移転する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤ 移転する情報の対象となる本人の範囲	
⑥ 移転方法	<input type="checkbox"/> 市内連携システム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ( )
⑦ 時期・頻度	
<b>6. 特定個人情報の保管・消去</b>	
保管場所 ※	<p><b>【藤沢市における措置】</b>          当市では藤沢市低所得世帯支援給付金及び定額減税補足給付金支給対象者ファイルを電磁的記録媒体で調製しており、以下に示した条件を満たしているサーバ内にデータとして保管している。          ・権限のない者が入室できないよう入退室管理システムによる入退室の制御がなされ、監視カメラにより監視されているサーバ室にサーバを設置している。          ・サーバ室はICカード、生体認証等により、許可された者のみが入室できることとしている。          ・不正アクセス行為の禁止等に関する法律にいうアクセス制御機能としては、ユーザID・生体認証による識別とパスワードによる認証、さらに認証したユーザに対する認可機能によって、そのユーザがシステム上で利用できることを制限することで、認証(ログイン)、認可(処理権限の付与)、監査(ログ運用)を行っている。          ・届出書等の関係帳票類は、入退室管理をする執務室内において、鍵付きキャビネット等で保管している。</p> <p><b>【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】</b>          ・中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバ室への入室を行う際は、警備員などにより顔写真入りの身分証明書と事前申請との照合を行う。          ・特定個人情報は、サーバ室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。</p>
<b>7. 備考</b>	



(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

宛名番号、世帯番号、氏名、カナ氏名、通称名、生年月日、性別、続柄、年齢、住所、郵便番号、世帯番号、住民区分、消除区分、前住所、住民となった日・届出日、住定日・届出日、消除日・届出日・事由、異動日・届出日・事由、登録年月日、更新年月日、市外前住所、市外前住所コード、294課税地コード、団体内統合宛名番号

### Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

<b>1. 特定個人情報ファイル名</b>	
藤沢市低所得世帯支援給付金及び定額減税補足給付金支給対象者ファイル	
<b>2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）</b>	
リスク： 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本人及び代理人からの申請時に本人確認を行い、事務に必要な無い情報は管理しない</li> <li>・申請書の様式は必要最小限の記載となるようにし、必要ない項目は設けない。</li> <li>・手続き上必要ない書類が提出された場合は返還する。</li> </ul>
リスクへの対策は十分か	[            十分である            ]      <選択肢> 1) 特に力を入れている                      2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・申請書等の提出を求める際、利用目的・記載内容について説明の上、記載を求めている。</li> <li>・調査、照会等により情報を入手する場合、照会先に調査目的、根拠法令等を示したうえ回答を求めている。</li> </ul>	
<b>3. 特定個人情報の使用</b>	
リスク1： 目的を超えた紐付け、事務に必要な無い情報との紐付けが行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	システム上、事務に必要な無い個人情報は連携及び管理できないため、特定個人情報の取得及び紐付けをすることができない。また、情報照会権限を有しない他部署から、こちらの特定個人情報ファイルにもアクセス及び紐付けすることはできない。
リスクへの対策は十分か	[            十分である            ]      <選択肢> 1) 特に力を入れている                      2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	[    行っている    ]      <選択肢> 1) 行っている                                      2) 行っていない
具体的な管理方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・端末のログイン時は生体認証、業務システムへのログイン時は生体認証による識別とパスワードによる認証を実施しており、認証後は利用機能の認可機能により、そのユーザがシステム上で利用可能な機能を制限することで、不正利用が行えない対策を実施している。</li> <li>・システムの利用できる端末を管理することにより、不要な端末からの利用ができないような制限を実施している。</li> <li>・認証パスワードについては、現在有効であるか、適切なパスワード値であるか否かをシステムでチェックしている。有効期限までに変更を行わない場合は、対応するユーザIDが失効される。</li> </ul>
その他の措置の内容	システムは画一的に管理されており、利用可能時間外には業務端末にアクセスすることができないようになっている。
リスクへの対策は十分か	[            十分である            ]      <選択肢> 1) 特に力を入れている                      2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・番号利用事務専用のファイルを使用し、それ以外の業務ではファイルを使用しない。</li> <li>・端末から離れる時は初期画面に戻す。</li> <li>・個人情報の画面のハードコピー及び打ち出した本人確認情報は、事務処理に必要な最低限の範囲で行うものとし、確実に機密文書として破棄する。</li> </ul>	



6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ] 接続しない(入手) [○] 接続しない(提供)

リスク1: 目的外の入手が行われるリスク

リスクに対する措置の内容	<p>【団体内統合宛名システムにおける措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各業務システムから中間サーバーあての情報照会要求の中継においては、照会元・照会先・照会内容等の改変は行わないことで、中間サーバーにおける目的外入手の抑制の措置に従うことを担保する。</li> <li>・接続システムの認証及び団体内統合宛名システム接続端末での職員認証等の機能を備えており、あらかじめ承認されたシステム・職員以外の情報入手を抑止する。</li> </ul> <p>【中間サーバー・ソフトウェアにおける措置】</p> <p>①情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、提供許可証の発行と照会内容の照会許可用照合リスト(※2)との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。</p> <p>②中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>(※1)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。</p> <p>(※2)番号法の規定による情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供に係る情報照会者、情報提供者、事務及び特定個人情報を一覧化し、情報照会の可否を判断するために使用するもの。</p> <p>(※3)中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。</p> <p>【中間サーバーの運用における措置】</p> <p>中間サーバーに対する職員認証・利用権限の設定にあたっては、中間サーバーを利用する最低限の職員のみユーザー登録を行い、必要最低限の利用権限を付与することで目的外の入手が行われるリスクに対応。</p>
--------------	--

リスクへの対策は十分か	[            十分である            ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている            2) 十分である 3) 課題が残されている
-------------	---------------------------------	---

リスク2: 不正な提供が行われるリスク

リスクに対する措置の内容	(This area is intentionally left blank for Risk 2.)
--------------	---

リスクへの対策は十分か	[                       ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている            2) 十分である 3) 課題が残されている
-------------	---------------------------	---

情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置

【中間サーバー・ソフトウェアにおける措置】  
 ①中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。  
 ②情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。

【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】  
 ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。  
 ②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。  
 ③中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。  
 ④特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。

7. 特定個人情報の保管・消去

リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク

①事故発生時手順の策定・周知	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容	-	
再発防止策の内容	-	
その他の措置の内容	-	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

【特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク】  
 保管する情報の種類によりデータ保持年限のある情報については、保存年限を超えれば消去操作を実施する。

【物理的な対策】  
 ・出入口には機械による入退室を管理する設備を設置する。  
 ・入退室管理を徹底するため出入口の場所を限定する。  
 ・監視設備として監視カメラ等を設置する。  
 ・業務用端末は、盗難防止用ワイヤーを設置する。  
 ・届出書等の関係帳票類については、鍵付きキャビネット等で管理する。

【技術的な対策】  
 ・コンピュータウイルス監視ソフトを使用し、サーバ・端末双方でウイルスチェックを実施する。また、新種の不正プログラムに対応するために、ウイルスパターンファイルは定期的に更新し、最新のものを使用する。  
 ・情報セキュリティホールに関する情報(コンピュータウイルス等の有害なソフトウェアに関連する情報を含む)を定期的に入手し、機器の情報セキュリティに関する設定の内容が適切であるかどうかを確認する。  
 ・不正アクセス防止策として、インターネット及び内部情報系とネットワークを分離することで、セキュリティを担保している。

<b>8. 監査</b>	
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検                      [ <input type="radio"/> ] 内部監査                      [    ] 外部監査
<b>9. 従業者に対する教育・啓発</b>	
従業者に対する教育・啓発	[    十分に行っている    ]                      <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「マイナンバー制度に係る職員等の教育研修計画」に基づき、個人番号利用事務実施課を対象にした集合研修を実施するとともに、受講者が課内へ研修内容の周知を行っている。また、職員全員を対象に、毎年電子上での机上研修(eラーニング)による個人情報保護及び情報セキュリティに関する研修を実施している。</li> <li>【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】</li> <li>・中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施する。</li> <li>・中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行う。</li> </ul>
<b>10. その他のリスク対策</b>	
-	

## IV 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	〒251-8601 藤沢市朝日町1番地の1 藤沢市役所 市民自治部 市民相談情報課 情報公開センター 0466-50-3567
②請求方法	藤沢市個人情報の保護に関する条例第20条に基づき、請求書を提出する
③法令による特別の手続	—
④個人情報ファイル簿への不記載等	—
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	〒251-8601 藤沢市朝日町1番地の1 藤沢市役所 福祉部 福祉総務課 0466-50-8391
②対応方法	・問い合わせの内容について記録を残す ・内容によっては事実確認を行うために、折り返しや文書で対応する

## V 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和6年6月20日
②しきい値判断結果	[ 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) ] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】	
①方法	—
②実施日・期間	—
③主な意見の内容	—
3. 第三者点検【任意】	
①実施日	—
②方法	—
③結果	—

(別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年7月22日	評価書名	藤沢市低所得世帯支援給付金支給事業に関する事務 重点項目評価書	藤沢市低所得世帯支援給付金及び定額減税補足給付金支給事業に関する事務 重点項目評価書	事前	「定額減税補足給付金支給事業の実施に関する事務」開始に伴い修正。
令和6年7月22日	個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	藤沢市は、藤沢市低所得世帯支援給付金事業に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えい、その他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることをここに宣言する。	藤沢市は、藤沢市低所得世帯支援給付金及び定額減税補足給付金支給事業に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えい、その他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることをここに宣言する。	事前	「定額減税補足給付金支給事業の実施に関する事務」開始に伴い修正。
令和6年7月22日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ①事務の名称	藤沢市低所得世帯支援給付金事業の実施に関する事務	藤沢市低所得世帯支援給付金及び定額減税補足給付金事業の実施に関する事務	事前	「定額減税補足給付金支給事業の実施に関する事務」開始に伴い修正。
令和6年7月22日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容	<p>【評価対象事務の概要】</p> <p>藤沢市低所得世帯支援給付金支給事務を行うにあたり、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)」(以下、「番号法」という。)の規定により、以下の事務において、特定個人情報を取り扱う。</p> <p>【事務の内容】</p> <p>支給要件の確認に必要な、税情報等の各種情報の照会</p> <p>【情報連携の概要】</p> <p>対象者の税情報等の確認のため、個人番号を利用し、情報提供ネットワークシステムに接続された端末を介し、情報連携を行う。</p>	<p>【評価対象事務の概要】</p> <p>公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第10条の規定に基づき、特定公的給付の支給を実施するための情報の管理を行う。</p> <p>公的給付の支給等に関する迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に基づき、特定個人情報を次の事務で取り扱う。</p> <p>(1)住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金支給事業の実施に関する事務【令和5年3月31日終了】</p> <p>(2)電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金事業の実施に関する事務【令和5年3月31日終了】</p> <p>(3)低所得世帯支援給付金の支給事務</p> <p>(4)定額減税補足給付金の支給事務</p> <p>【事務の内容】</p> <p>支給要件の確認に必要な、税情報や公金受取口座等の各種情報の照会</p> <p>【情報連携の概要】</p> <p>個人番号を利用し、情報提供ネットワークシステムに接続された端末を介し、情報連携を行う。</p>	事前	「定額減税補足給付金支給事業の実施に関する事務」開始に伴い修正。
令和6年7月22日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③対象人数	1万人以上10万人未満	10万人以上30万人未満	事前	「定額減税補足給付金支給事業の実施に関する事務」開始に伴い修正。
令和6年7月22日	I 基本情報 3. 特定個人情報ファイル名	藤沢市低所得世帯支援給付金支給対象者ファイル	藤沢市低所得世帯支援給付金及び定額減税補足給付金支給対象者ファイル	事前	「定額減税補足給付金支給事業の実施に関する事務」開始に伴い修正。
令和6年7月22日	II 特定個人情報ファイルの概要 1. 特定個人情報ファイル名	藤沢市低所得世帯支援給付金支給対象者ファイル	藤沢市低所得世帯支援給付金及び定額減税補足給付金支給対象者ファイル	事前	「定額減税補足給付金支給事業の実施に関する事務」開始に伴い修正。
令和6年7月22日	II 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ②対象となる本人の数	1万人以上10万人未満	10万人以上100万人未満	事前	「定額減税補足給付金支給事業の実施に関する事務」開始に伴い修正。



令和6年7月22日	II 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ③対象となる本人の範囲	基準日(2023年4月1日)時点で藤沢市に住民登録がある者で、①令和5年1月2日以降に藤沢市の住民となった者、もしくは②地方税法第294条該当者。	各基準日時点で藤沢市に住民登録がある者で各給付金の対象となった者	事前	「定額減税補足給付金支給事業の実施に関する事務」開始に伴い修正。
令和6年7月22日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ④使用の主体 利用者数	10人未満	10人以上50人未満	事前	「定額減税補足給付金支給事業の実施に関する事務」開始に伴い修正。
令和6年7月22日	II 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 保管場所	<p>【藤沢市における措置】</p> <p>当市では藤沢市低所得世帯支援給付金給付対象者ファイルを電磁的記録媒体で調製しており、以下に示した条件を満たしているサーバ内にデータとして保管している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・権限のない者が入室できないよう入退室管理システムによる入退室の制御がなされ、監視カメラにより監視されているサーバ室にサーバを設置している。</li> <li>・サーバ室はICカード、生体認証等により、許可された者のみが入室できることとしている。</li> <li>・不正アクセス行為の禁止等に関する法律にいうアクセス制御機能としては、ユーザID・生体認証による識別とパスワードによる認証、さらに認証したユーザに対する認可機能によって、そのユーザがシステム上で利用できることを制限することで、認証(ログイン)、認可(処理権限の付与)、監査(ログ運用)を行っている。</li> <li>・届出書等の関係帳票類は、入退室管理をする執務室内において、鍵付きキャビネット等で保管している。</li> </ul> <p>【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバ室への入室を行う際は、警備員などにより顔写真入りの身分証明書と事前申請との照合を行う。</li> <li>・特定個人情報は、サーバ室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。</li> </ul>	<p>【藤沢市における措置】</p> <p>当市では藤沢市低所得世帯支援給付金及び定額減税補足給付金支給対象者ファイルを電磁的記録媒体で調製しており、以下に示した条件を満たしているサーバ内にデータとして保管している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・権限のない者が入室できないよう入退室管理システムによる入退室の制御がなされ、監視カメラにより監視されているサーバ室にサーバを設置している。</li> <li>・サーバ室はICカード、生体認証等により、許可された者のみが入室できることとしている。</li> <li>・不正アクセス行為の禁止等に関する法律にいうアクセス制御機能としては、ユーザID・生体認証による識別とパスワードによる認証、さらに認証したユーザに対する認可機能によって、そのユーザがシステム上で利用できることを制限することで、認証(ログイン)、認可(処理権限の付与)、監査(ログ運用)を行っている。</li> <li>・届出書等の関係帳票類は、入退室管理をする執務室内において、鍵付きキャビネット等で保管している。</li> </ul> <p>【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバ室への入室を行う際は、警備員などにより顔写真入りの身分証明書と事前申請との照合を行う。</li> <li>・特定個人情報は、サーバ室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。</li> </ul>	事前	「定額減税補足給付金支給事業の実施に関する事務」開始に伴い修正。
令和6年7月22日	III リスク対策 1. 特定個人情報ファイル名	藤沢市低所得世帯支援給付金支給対象者ファイル	藤沢市低所得世帯支援給付金及び定額減税補足給付金支給対象者ファイル	事前	「定額減税補足給付金支給事業の実施に関する事務」開始に伴い修正。
令和6年7月22日	IV 開示請求、問合せ 2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ ①連絡先	0466-50-8245	0466-50-8391	事前	「定額減税補足給付金支給事業の実施に関する事務」開始に伴い修正。